

令和7年度 県立十日町総合高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は教育活動の一環として実施する。
- (2) 余暇の善利用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面との両立を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

【運動クラブ】

硬式野球・陸上競技・ソフトテニス・スキー（ノルディック）・バスケットボール（男子・女子）
・バレーボール・卓球・バドミントン・剣道

【文化クラブ】

写真・吹奏楽・商業クラブ・美術・華道・農業クラブ・科学・音楽・書道

【同好会】

サッカー・マンガアニメ・ボランティアサークル・英語クラブ・ファッションサークル

(2) 活動時間及び日数について

①活動時間 【学期中】 平日2時間、週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

【長期休業中】 平日・週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

②休養日 週当たり2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）の休養日を設けることを原則とするが、目標の大会に向けて活動量を増やす時期が必要になることが考えられたり、スキー等、活動期間が季節によって限定されたりする実態を考慮し、年間で100日以上（休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てることにする。（別紙「年間活動計画」による）

③その他

- ・ 定期考査初日の1週間前（土日含む）から考査終了までの期間及び年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。ただし、大会直前であるなど特別な事情があるときには校長に相談し、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒及び保護者の同意の下で活動することがある。
- ・ 平日の休養日の変更は可能な限りその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会
- ② その他の大会については、生徒の健康面・学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 感染症への対応について

感染状況の変化に応じ、県教育委員会や新潟県高体連等の通知・指導を遵守し、感染予防対策の徹底に努める。